

○阿波市高齢者住宅改造促進事業実施要綱

平成17年4月1日

告示第83号

(目的)

第1条 この告示は、低所得者が行う日常生活に支障のある高齢者のための住宅改造経費の一部を助成することにより、高齢者が在宅での生活を維持、継続していくための居住環境を整備するとともに、家庭内での転倒事故防止を図り要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

(補助基準等)

第2条 高齢者のための住宅改造について、30万円を限度としてその3分の2を助成する。

(対象者)

第3条 対象者は、65歳以上の高齢者のいる世帯で、当該高齢者が身体の虚弱化等により日常生活で何らかの介助を要する状態であり、世帯員全員が所得税非課税の世帯とする。

(対象住宅)

第4条 対象住宅は、原則として、申請者又は家族の所有する住宅とする。ただし、借家については、家主の承諾を得れば対象とすることができる(公営住宅については、管理者の承諾があれば対象)。

(利用回数)

第5条 利用回数は、1世帯1回限りとする。

2 重度身体障害者住宅改造助成事業の補助を受けたことのある者は、対象としない。

(対象工事の範囲)

第6条 対象工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 共通

ア 手すりの設置(取付けのための下地の補強工事等を含む。)

イ 床段差の解消(敷居段差解消、スロープ、床高変更、ベンチ設置等)

ウ 床仕上げを滑りにくいものに変更(工事に伴い下地、根太の改修、補強工事を含む。)

エ 証明器具の改善・設置(天井灯、玄関灯、足下灯等)

オ ドアを使いやすいものへの変更(引き戸への変更、建具金具の取替え・変更、取っ手の取替え、アコーディオンドアへの変更等)

(2) その他

- ア ドアガラス等を割れにくいものに変更
- イ 保護材取付けによる壁の出隅部分の改善
- ウ 換気扇の設置
- エ 昇降機の設置(階段昇降機や段差解消のための昇降機の設置)
- オ 内装の補修・やり替え(浴室及び便所のみを対象)
- カ 設備配管工事(浴室・洗面・脱衣室・便所の改修に伴う配水管工事については、当該室内から屋外の第1桝までの部分)、給水管工事は全て対象
- キ 水栓改善工事(浴室・洗面・脱衣室・便所における既存水栓の適正位置への付け替え、新規水栓への変更)
- ク 電気設備工事(照明器具、換気扇設置等に伴う電気設備工事)

(3) 便所

- ア 和式便器・兼用便器を簡易水洗便器に変更
- イ 和式便器を洋式便器に取替え(水洗化に伴う排水設備工事は対象となるが、屎尿処理浄化槽設置工事は対象外)
- ウ 暖房便座・身体機能付き便座の取付け
- エ ユニットトイレルームの設置
- オ 改造工事と併せて行う手洗い器

(4) 浴室

- ア シャワー・温度調節可能な給湯設備の設置(浴室、洗面所、台所でそれぞれにつき高齢者の最も利用する1箇所)
- イ 埋込式の浴槽への改善(立上りの低い埋込式の浴槽)
- ウ ユニットバスルームの設置
- エ 天井高さの変更(高過ぎる天井を下げる工事)
- オ 開口部・排水溝改善等(浴室内部の快適性を増す工事のため1箇所のみを対象)
- カ 浴室暖房機の設置

(5) 洗面所・脱衣室

- ア 温度調節可能な給湯設備の設置
- イ 洗面化粧台の設置

(6) 高齢者室

- ア 押入等収納スペースの確保・改善

イ 避難経路・避難口の確保

ウ 家具転倒防止措置の実施(転倒防止のための専用器具を設置)

(7) 台所・食堂

ア ガス漏れ警報機の設置

イ 温度調節可能な給湯設備の設置

(8) 階段

ア 滑り止めの設置

イ 滑りにくい材質への変更

(9) 玄関先

ア 雨よけ庇の設置

イ 玄関口までのスロープ

(対象工事費)

第7条 対象工事費は、改造工事に直接関係する部分(撤去費含む。)及び「諸経費」「消費税」

2 介護保険制度における「福祉用具貸与費」及び「住宅改修費」の給付を優先する。

(申請)

第8条 補助を受けようとする者又はその家族等(以下「申請者」という。)は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 高齢者住宅改造申請書(様式第1号)
- (2) 改造工事見積書及び平面図(見取図)
- (3) 施工前写真

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その必要性等について審査し、速やかに可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 申請者は、当該改造工事が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第2号)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 工事費支払請求及び領収書の写し
- (2) 施工前及び竣工写真

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、高齢者住宅改造促進事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第23号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和8年6月30日告示第91号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の阿波市高齢者住宅改造促進事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。